

(表紙)

第4回

史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会 検討資料

# 史跡取掛西貝塚 保存活用計画 (素案)

令和4年 月 日

船橋市教育委員会

## 目次

### 第1章 計画策定の沿革・目的

#### 第1節 計画策定の沿革

#### 第2節 計画の目的と対象範囲

- ・ 史跡等の現状の概略／史跡等の課題の概略／課題をふまえた目的／計画の対象範囲

#### 第3節 委員会の設置・経緯

#### 第4節 関連計画との関係

#### 第5節 計画の実施

### 第2章 史跡取掛西貝塚の概要

#### 第1節 指定に至る経緯

- ・ 遺跡に係る重要性の判明／重要遺跡の保存に向けた施策／  
土地取得による保存措置及び国史跡指定の経緯

#### 第2節 指定の状況

1. 指定告示
2. 指定説明文とその範囲
3. 管理団体の告示

#### 第3節 取掛西貝塚を取り巻く環境

1. 自然的環境
2. 歴史的環境
3. 社会的環境

- ・ 人口／産業／交通／土地利用／地域資源／法的規制等／遺跡周辺の  
概要

#### 第4節 発掘調査等の成果

- ・ 自然的調査（地形・地質、植生）／歴史的調査／社会的調査

#### 第5節 史跡指定地の状況

- ・ 史跡指定地の現況／土地所有／所有関係／管理団体／  
公有化の経緯・状況

### 第3章 取掛西貝塚の本質的価値

#### 第1節 史跡等の本質的価値の明示

#### 第2節 構成要素の特定

##### (1) 構成要素の特定の考え方

- ・ 「価値」に関わる部分／「範囲」に関わる部分

##### (2) 構成要素

### 第4章 現状・課題

#### 第1節 保存管理

#### 第2節 活用

#### 第3節 整備

#### 第4節 運営・体制の整備

### 第5章 大綱・基本方針

- 第1節 大綱
- 第2節 基本方針

## 第6章 保存（保存管理）

- 第1節 方向性
- 第2節 方法
  - 1. 地区設定
  - 2. 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準
  - 3. 追加指定
  - 4. 公有化
  - 5. 維持管理

## 第7章 活用

- 第1節 方向性
- 第2節 方法
  - 1. 史跡の周知・啓発
  - 2. 学校教育における活用推進
  - 3. 博物館等を拠点とした生涯学習の推進
  - 4. 市内の遺跡や文化財を含む総合的な活用
  - 5. 市民の「史跡」として市民自ら活用
  - 6. 継続的な調査研究の実施と市民への還元

## 第8章 整備

- 第1節 方向性
- 第2節 方法
  - 1. 学習拠点としての博物館等の整備推進
  - 2. 市民が現地にアクセスしやすい環境の整備
  - 3. まちづくりとしての遺跡の整備推進

## 第9章 運営・体制の整備

- 第1節 方向性
- 第2節 方法
  - 1. 保存管理・活用の体制づくり
  - 2. 市民との連携の強化
  - 3. 学校教育における活用推進のための体制構築
  - 4. 調査研究を推進するための体制整備

## 第10章 施策の実施計画の策定・実施

- 第1節 実施すべき施策の方向性
- 第2節 実施すべき主な施策
- 第3節 実施計画の期間

## 第11章 経過観察

第1節 方向性

第2節 方法

## 第4章 現状・課題

### 第1節 保存管理

#### 1. 史跡の保護

##### 現状：

- 令和5年1月現在、取掛西貝塚の保護すべき範囲73,372.40㎡のうち、約53%の39,032.42㎡が史跡に指定されているが、残りの約47%は未指定であり、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱われている。史跡として保護されていない。
- 史跡指定地のうち、市有地は7,654.51㎡にとどまっており、大部分が私有地であることから、今後の土地利用による遺跡への影響が生じる恐れがある。
- 史跡指定地内外の私有地は、多くが農地や宅地として利用されており、ただちに史跡の整備・活用をはかることができない状況である。
- 現状では、史跡を保護するための現状変更等の取扱いについて、具体的なルールが明示されていない。

##### 課題：

- 史跡を確実に保存し、継承するためには、保護すべき範囲全体の史跡指定が必要である。
- 史跡の保存活用を進めるため、所有者の同意や関係者の理解を得て、指定地の公有地化を進める必要がある。
- 史跡を適切に保護するため、指定地内外を地区区分し、区分ごとに現状変更等の取扱い方針・基準を示す必要がある。

#### 2. 史跡の維持管理と保全

##### 現状：

- 市が取得した史跡用地や休耕地などに雑草が繁茂し、隣接する住民や営農者から苦情がでている。
- 史跡周囲の傾斜地を含む山林部分にごみの不法投棄が見られる。
- 山林部分の樹木が繁茂し、道路通行の安全への影響が生じている。
- 遺跡周囲の傾斜地・崖地については、擁壁等が設置されていない範囲が土砂災害警戒区域に指定されており、近年、その一部について崩落がみられる。

##### 課題：

- 史跡用地や休耕地などについて草刈り等の維持管理を適切に行う必要がある。
- 不法投棄や樹木の繁茂について、所有者で処理しきれない事例への対応策を検討する必要がある。
- 台地の地形景観がよく残る傾斜地を保全するとともに、崖地の崩落防止の対策が必要だが、具体的な方法がわかっていない。

## 第2節 活用

### 1. 取掛西貝塚の知名度の向上

現状：

- 令和3年度市民アンケートの結果、「取掛西貝塚を知っている」「名前は聞いたことがある」と回答した割合が約25%であり、特に10代・20代では約13%とかなり認知度が低い。史跡の価値と重要性について、市民にあまり知られていない。

課題：

- 史跡の価値と重要性について、広く周知を図る必要がある。

### 2. 学校教育における活用

現状：

- 令和4年度に実施した教職員アンケートの結果、遺跡や文化財を授業に活用したことがある割合が約31%と学校教育であまり活用されていない。

課題：

- 教員への周知・啓発をはかり、学校の授業での史跡の活用を推進する。

### 3. 生涯学習における活用

現状：

- 出前講座や講演会を実施している。
- 飛ノ台史跡公園博物館で小規模な展示を行っている。

課題：

- 出前講座等の充実
- 飛ノ台史跡公園博物館や郷土資料館での展示・講座等の充実

### 4. 活用の拡大

現状：

- 講演会の実施は史跡単体での活用にとどまっている。

課題：

- 市内の遺跡や文化財を含めた総合的な活用
- 市域だけでないより広い地域の視点での活用

### 5. 市民による活用

現状：

- 令和4年度市政モニターアンケートで「取掛西貝塚にとっても興味がある」「取掛西貝塚に興味がある」市民の割合が約58%と多く、保存や活用するためのイベント等に参加したいと思う割合は約65%であった。
- 市民自ら活用する方法について、検討・実施されていない。

課題：

- 市民の史跡として、市民自ら活用する方法を検討する

## 6. 新たな活用

現状：

- 商業や観光など、新たな視点による文化財活用について、検討・実施していない。

課題：

- 新たな視点による文化財活用についての調査研究。

## 7. 新たな価値づけと市民への還元

現状：

- 動物骨集中の検討など、さまざまな学術的課題がある。

課題：

- 史跡の新たな価値を掘り出し、市民に還元するとともに日本の歴史研究に寄与する。
- 財政的・人的資源の確保



写真● 博物館における学校見学



写真● 取掛西貝塚を紹介するパンフレット



写真● 取掛西貝塚講演会（令和3年度）



写真● 取掛西貝塚に関する SNS 発信

### 第3節 整備

#### 1. 活用のための整備

現状：

- 飛ノ台史跡公園博物館では、取掛西貝塚の貝層剥ぎ取り標本の展示のみであり、史跡の価値と重要性について、十分に理解できない。
- 史跡へのアクセスサインが整備されていないため、現地の場所がわかりにくい。
- 史跡内の2か所に簡易な説明板が設置されている。

課題：

- 学習拠点として、飛ノ台史跡公園博物館や郷土資料館の展示の充実を図る。
- 史跡へアクセスしやすい環境の整備
- 現地で見学できる説明板等の設置・充実

#### 2. 保存のための整備

現状：

- 遺跡の西側は、海老川上流地区土地区画整理事業地や都市計画道路整備地区と接している。
- 看板などの工作物が今後保護すべき範囲内に存在する。

課題：

- まちづくりと史跡保護が両立するように関係機関等と協議を進める必要がある。
- 撤去・移転に向けた所有者等との協議の実施



写真● 現地の簡易説明板（1）

写真● 現地の簡易説明板（2）



#### 第4節 運営・体制の整備

##### 現状：

- 学校の教員、博物館等職員は、史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会に参加している。また、学校教育の所管課にも随時、相談を行っている。
- 各分野の専門家の指導・助言の下、継続的な調査研究を行っている。

##### 課題：

- 保存活用計画策定後の学校、博物館等との連携体制の構築
- 調査研究推進のための専門家・研究機関等との連携体制の構築

## 第5章 大綱・基本方針

### 第1節 大綱

取掛西貝塚は、東京湾が形成されはじめた時期に、その周辺の豊かな環境と資源を活かして縄文人が定住し、関東最大級の規模となるまでその痕跡を積み重ねた、約1万年前の縄文人の記憶が眠る場所である。

また、船橋市は縄文時代にとどまらず、弥生時代から近世、さらには現代に至るまで、歴史・文化のうえで海との関わりが深く、取掛西貝塚はそのルーツともいえる遺跡である。

このような取掛西貝塚の価値や特色については、確実に保存して未来に継承するとともに、現状と課題をふまえながら、計画的かつ実効性のある保存・活用・整備の取組みを進めていく必要がある。また、具体的な取組みを展開するためには、船橋市が土地所有者をはじめとした関係権利者や関係団体、市民・地域活動団体との連携・協働を図りながら、史跡の保存・活用・整備を支える仕組み・体制を構築する必要がある。

これらの観点とともに、これまでに示してきた取掛西貝塚の本質的価値と構成要素を踏まえ、保存活用計画における大綱を下記のとおり設定する。

「海とふなばし」をつなげる歴史的起点・「取掛西貝塚」の価値と特色を、  
地域の財産として市民と共に永く伝え・守り・活かす

## 第2節 基本方針

取掛西貝塚の価値や現状・課題を踏まえるとともに、前述の大綱を考え方の根本に据え、史跡の保存活用計画における基本方針を下記のとおり設定する。

### 1. 保存管理

貴重な歴史的財産である取掛西貝塚を恒久的に保存し、未来へ継承する。

〔方向性〕

- ・ 本質的価値を構成する要素の確実な保存
- ・ 史跡の追加指定と公有地化の推進
- ・ 地区区分に基づく保存管理方法の明確化と現状変更等取扱基準の設定
- ・ 史跡の適切な管理
- ・ 行政の連携と市民との協働による保存管理

### 2. 活用

様々な活用を通じて、取掛西貝塚の本質的価値をわかりやすく、正しく伝え、その魅力を向上させる。

〔方向性〕

- ・ 史跡の周知・啓発
- ・ 学校教育での活用推進
- ・ 博物館等を拠点とした生涯学習の推進
- ・ 市内の遺跡や文化財を含む総合的な活用
- ・ 市民の「史跡」として市民自ら活用
- ・ 継続的な調査研究の実施と市民への還元

### 3. 整備

活用の方針を達成するために必要な整備を進める

まちづくりとしての遺跡の整備を進める

〔方向性〕

- ・ 学習拠点としての博物館等の整備推進
- ・ 市民が現地にアクセスしやすい環境の整備
- ・ 現地における市民による活用の推進
- ・ まちづくりとしての遺跡の整備推進

### 4. 運営・体制

取掛西貝塚の適切な保存・活用のため、運営体制を整備する。

〔方向性〕

- ・保存管理・活用の体制づくり
- ・市民との連携強化
- ・学校教育における活用推進のための体制構築
- ・調査研究を推進するための体制整備

表 ● 大綱及び各項目の関係性

保存管理	活用	整備	運営・体制
<p>&lt;現状と課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 史跡の追加指定</li> <li>② 公有化事業の推進</li> <li>③ 土地の維持管理継続</li> <li>④ 傾斜地における地盤の脆弱性</li> <li>⑤ 遺跡範囲内および周辺において住民理解を要する事項</li> <li>⑥ 遺跡およびその周辺における都市インフラの整備</li> <li>⑦ 遺跡についての調査・研究</li> </ul>	<p>&lt;現状と課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校教育における活用</li> <li>② 社会教育・市民活動における活用</li> <li>③ より広い視点または観光的な側面における活用</li> </ul>	<p>&lt;現状と課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 史跡へのアクセスの整備・充実</li> <li>② 確益施設の整備を検討する必要性</li> <li>③ 史跡の本質的価値や保存する意義を周知する設備・装置の検討</li> <li>④ 斜面地の保全措置</li> </ul>	<p>&lt;現状と課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 管理団体としての体制充実</li> <li>② 市民の理解・協力の促進</li> <li>③ 学校教育とのさらなる連携</li> <li>④ 関係部局・関連団体・関係機関との横断的な連携</li> <li>⑤ 継続的研究のための体制整備</li> </ul>
<p>基本方針と方向性について 関係が一覧できるように表形式にまとめる</p> <p>差し替える予定です</p>			
<p>&lt;大綱&gt;</p> <p>「海とふなばし」をつなげる歴史的起点・取掛西貝塚の価値と特色を、地域の財</p>			
<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>貴重な歴史的財産である取掛西貝塚を恒久的に保存し、未来へ継承する。</p>	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>様々な活用を通じて、取掛西貝塚の本質的価値をわかりやすく、正しく伝え、その魅力を向上させる。</p>	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>取掛西貝塚の本質的価値を体験・学習できるよう、跡の本質的価値を高める整備に取り組む。</p>	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>取掛西貝塚の適切な保存・活用のため、運営体制を整備する。</p>
<p>&lt;方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本質的な価値を構成する要素の確実な保存</li> <li>・ 現状を変更する行為等の明確化と取扱基準の設定</li> <li>・ 継続的調査による史跡全体像の解明</li> <li>・ 行政の連携と市民との共同による保存・管理</li> </ul> <p>&lt;方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状変更等への対応</li> <li>・ 追加指定</li> <li>・ 土地の公有化</li> <li>・ 維持管理</li> <li>・ 調査・研究の実施</li> </ul>	<p>&lt;方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の周知・認知度の向上</li> <li>・ 市民活動・地域との連携</li> <li>・ 遺跡の重要性を学ぶ場としての活用、市民が訪れる機会の提供</li> <li>・ 調査研究・情報発信の継続的な実施</li> </ul> <p>&lt;方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育における活用</li> <li>・ 社会教育における活用</li> <li>・ 地域における活用</li> </ul>	<p>&lt;方向性&gt;</p> <p>基本方針と同一</p> <p>&lt;方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保存のため <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地中遺構の確保</li> <li>・ 斜面地の防災</li> </ul> </li> <li>(2) 活用のため <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縄文ムラでの活用</li> <li>・ ガイダンスゾーンの活用</li> <li>・ 史跡へのアクセスの円滑化</li> <li>・ 多くの人が親しめる環境の整備</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;方向性&gt;</p> <p>基本方針と同一</p> <p>&lt;方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理体制の充実（管理団体）</li> <li>・ 市民の理解・協力の促進</li> <li>・ 学校教育との連携</li> <li>・ 土地所有者・管理者との連携</li> <li>・ 庁内・関係機関との連携体制整備</li> <li>・ 保存・活用・整備のための調査・研究についての専門的な体制整備</li> </ul>

## 第6章 保存（保存管理）

### 第1節 方向性

基本方針：貴重な歴史的財産である取掛西貝塚を恒久的に保存し、未来へ継承する。

- ・本質的な価値を構成する要素の確実な保存

取掛西貝塚の本質的価値を確実に保存するために、史跡指定範囲及び保護を要する範囲の全体について指定及び公有地化を目指す。

- ・地区区分に基づく保存管理方法の明確化と現状変更等取扱基準の設定

本質的価値を有する要素を確実に保護し、次世代へ継承していくために、史跡指定範囲やその周辺地域について保存管理のための地区区分を設定し、地区ごとの保存管理の方法と現状変更等の取扱基準を定める。

- ・史跡の適切な管理

雑草の繁茂を防ぎ、遺跡内の美化を維持する。また、傾斜地の崩落防止措置の検討を行う。

- ・行政の連携と市民との協働による保存・管理

史跡の保存活用及び整備事業は本市における重要事業であるとの認識を、庁内関係部署と共有し、連携体制を整える必要がある。また、地域住民をはじめとする市民と、史跡のもつ価値を共有し、地域にとってかけがえのない重要な財産であるとの共通理解のもと、行政と市民の協働による保存・管理に向けた連携体制を構築する。

### 第2節 方法

史跡を現地において恒久的に保存し管理していくために、保存管理に向けた地区区分を設定する。設定した地区区分ごとに、建築物・工作物の新增改築や、道路等の改修、土木工事などの現状変更を伴う行為についての取扱い基準を定めることで、取掛西貝塚の適切な保存管理を図る。

#### 1. 地区設定

保護すべき範囲について、第●図のとおり、A～G地区までの7地区に区分する。地区の性格、所有の状況等については、表●～●に示す。

(1) 史跡指定地

土地の利用状況に応じて、A～E地区までの5地区に区分する。

A区：農地エリア、B区：宅地エリア、C区：山林エリア、D区：道路エリア、  
E区：農道エリア

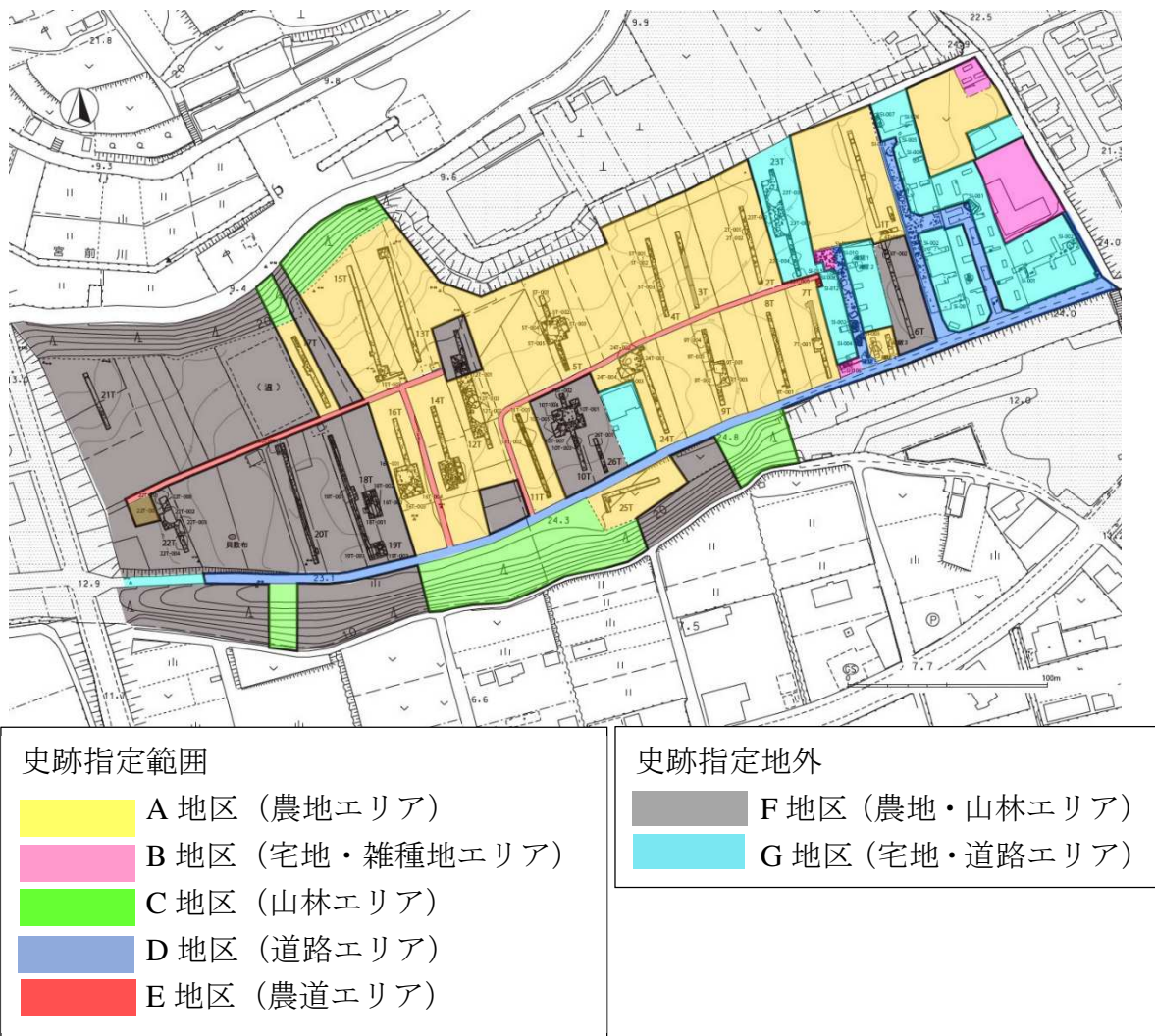
(2) 未指定地

土地の利用状況に応じて、F・G地区の2地区に区分する。

F区：農地・山林エリア、G区：宅地・雑種地エリア

## 2. 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

史跡指定地において、土地の現状を変更する行為（土地の利用状況の変更や地形を改変する行為等）及び保存に影響を及ぼす行為（景観・環境等において将来にわたり支障を来す行為）を行う場合には、許可申請の不要な維持の措置や災害等の応急措置の場合を除いて、文化庁長官の許可あるいは権限移譲を受けた船橋市教育委員会の許可を得る必要がある。この手続きには時間を要するため、計画の早い段階で船橋市教育委員会に相談し、余裕をもって事前の協議・調整を行う必要がある。



また、指定地内の耕作地等において、従来の土地利用状況を継続する日常的な営農や維持管理行為については、史跡の保存への影響が軽微であるもの限り許可申請を不要とする。ただし耕作等については、遺構が位置する土層の深度に到達しない範囲での掘削にとどめるものとする。

#### (1) 地区区分ごとの具体的な保存管理の手法

表●～●のとおり、現状変更許可区分及び地区区分ごとに、現状変更等の取扱、発掘調査の方法について定める。

#### (2) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

A～E 地区は指定地内であり、原則として、史跡の調査研究・保存活用に資する行為以外の現状変更は認めない。ただし、既存の工作物・道路等に関しては、史跡の本質的価値を損なわず、地下遺構に影響のないもの限り、現状変更を認める。

F・G 地区は保護すべき範囲に含まれているが、追加指定までは文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の扱いとなる。遺構が確認された場合は、土地所有者等の理解と協力のもと、可能な限り、現状保存を図る。追加指定後は、F 地区が A・C 地区、G 地区が B 地区と同様の扱いとなる。

### 3. 追加指定

指定地外の F・G 区については保護すべき範囲に含まれており、取掛西貝塚保護のために土地所有者へ遺跡保護に対する理解・協力を求めるとともに、史跡指定の同意が得られた土地については、順次、史跡の追加指定を行う。

### 4. 公有地化

史跡指定地（追加指定した場合を含む）については、土地所有者の同意を得て、土地の公有地化を図る。

### 5. 維持管理

史跡指定地やその周辺については、草刈、樹木剪定、囲いの設置など適切に維持管理を行う。また、市民参加型の美化活動など市民協働の維持管理方法を検討し、実現化を目指す。市有地外の管理について、所有者の負担を軽減できるよう、行政連携による方法を検討する。傾斜地の崩落防止策を調査・検討し、崩落、もしくは崩落の危険が極めて高いときは、防止の措置を実施する。



表● 各地区における現状変更等の取り扱い基準（１）

地区区分	A地区 (農地エリア)	B地区 (宅地・雑種地エリア)	C地区 (山林エリア)
地区の性格	主要な遺構と遺物が存在する範囲であり、史跡に指定されている。 地下に遺構・遺物が良好な状態で保存されていると予想される。		
所有の状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公有地、民有地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公有地、民有地</li> <li>・ 建築物が1棟建つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民有地</li> </ul>
保存管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺構の調査研究・保存活用を目的とする行為以外の現状変更は、原則として認めない。</li> <li>・ ただし、既存の建築物・工作物・道路等に関しては、史跡の本質的価値を損なわず、地下遺構に影響のないものに限り、現状変更を認める。</li> <li>・ 遺構・遺物を確実に保護するとともに、史跡の価値を広く共有するための保存活用整備を推進する。</li> </ul>		
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の保存活用を目的としたもの以外の新築は、原則として認めない。</li> <li>・ ただし、仮設的なものや期限が定められたものについては、史跡の本質的価値を損なわず、地下遺構に影響のない範囲で認める。</li> <li>・ 除去にあたっては、地下遺構に影響のないよう留意して行う。</li> </ul>		
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の保存活用を目的としたもの以外の新設は、原則として認めない。</li> <li>・ 既設工作物の改修は、地下遺構に影響のないものに限り認める。</li> <li>・ 除去にあたっては、地下遺構に影響のないよう留意して行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の保存活用を目的としたもの以外の新設は、原則として認めない。</li> <li>・ ただし、簡易なもので地下遺構に影響のないものについては、協議のうえ認める。</li> <li>・ 既設工作物の改修は、地下遺構に影響のないものに限り認める。</li> <li>・ 除去にあたっては、地下遺構に影響のないよう留意して行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の保存活用を目的としたもの以外の新設は、原則として認めない。</li> <li>・ 既設工作物の改修は、地下遺構に影響のないものに限り認める。</li> <li>・ 除去にあたっては、地下遺構に影響のないよう留意して行う。</li> </ul>
地形改変	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地形の改変は、原則として認めない。</li> <li>・ ただし、史跡の保存活用を目的とするものに限り認める。</li> </ul>		
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設・拡幅は、史跡の保存活用を目的としたもの以外は、原則として認めない。</li> </ul>		
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の保存活用を目的としたもの以外の新規植栽は、原則として認めない。</li> <li>・ ただし、小規模なものは地下遺構に影響を及ぼさない範囲で認める。</li> <li>・ 伐採・伐根は地下遺構の保護と史跡の景観保全に配慮したものに限り認める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の保存活用を目的としたもの以外の新規植栽は、原則として認めない。</li> <li>・ 伐採・伐根は地下遺構の保護と史跡の景観保全に配慮したものに限り認める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の保存活用を目的としたもの以外の新規植栽は、原則として認めない。</li> <li>・ 伐採・伐根は地下遺構の保護と史跡の景観保全に配慮したものに限り認める。</li> <li>・ ただし非常災害に伴う応急措置については、この限りでない。</li> </ul>
発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の調査研究・保存活用を目的とするものは認める。</li> </ul>		
追加指定	—		
公有地化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、公有地化を図る</li> </ul>		

表● 各地区における現状変更等の取り扱い基準（2）

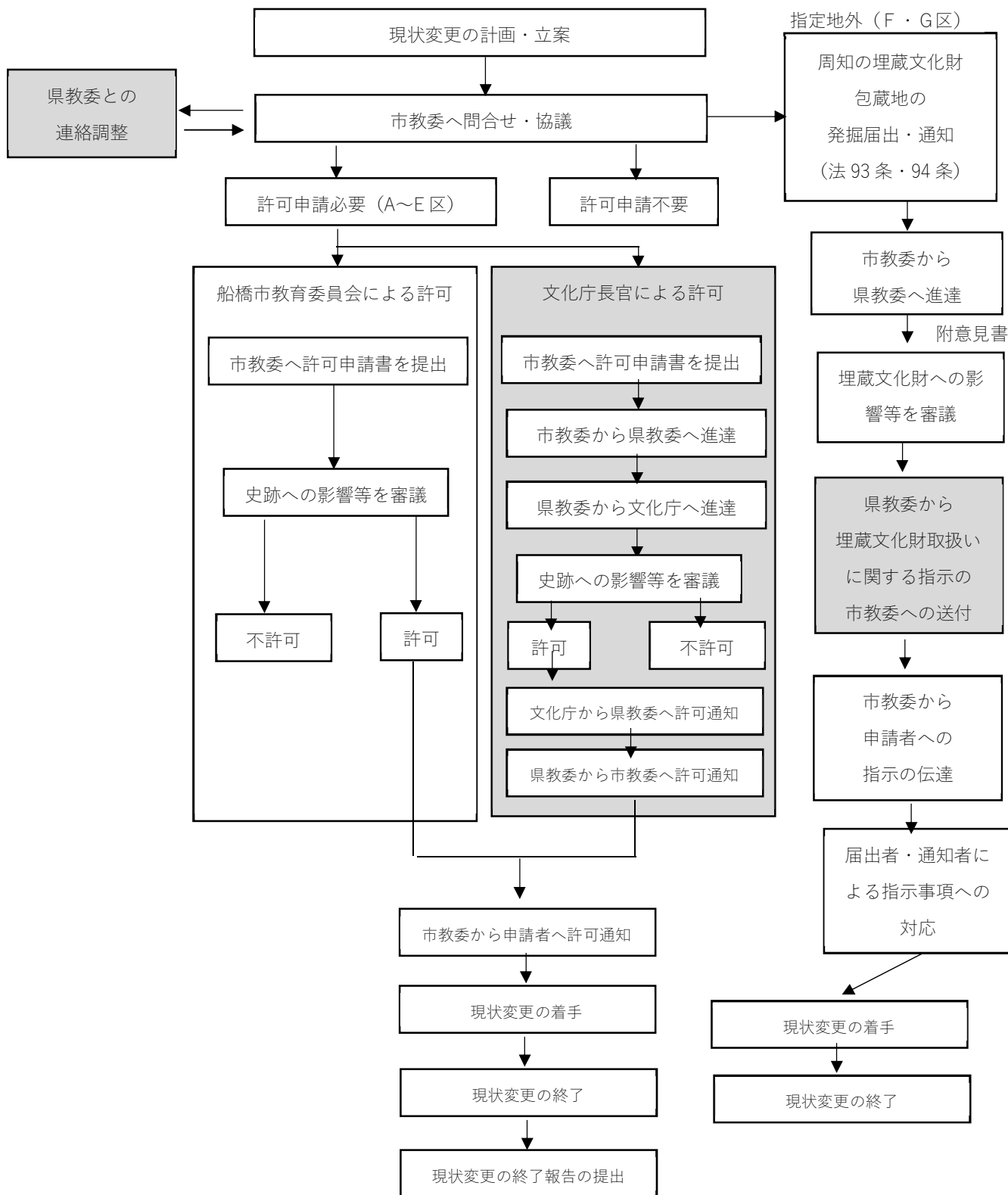
地区区分	D 地区 (道路エリア)	E 地区 (農道エリア)
地区の性格	<p>主要な遺構と遺物が存在する範囲であり、史跡に指定されている。 地下に遺構・遺物が良好な状態で保存されていると予想される。</p>	
所有の状況等	・ 公有地	・ 公有地
保存管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺構の調査研究・保存活用に資する行為以外の現状変更は、原則として認めない。</li> <li>・ ただし、既存の工作物・道路等に関しては、史跡の本質的価値を損なわず、地下遺構に影響のないものに限り、現状変更を認める。</li> <li>・ 遺構・遺物を確実に保護するとともに、史跡の価値を広く共有するための保存活用整備を推進する。</li> </ul>	
建築物	—	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の保存活用を目的としたもの以外の新設は、原則として認めない。</li> <li>・ ただし、既設工作物の設置範囲内に限定して設置し、地下遺構のないものに限り認める。</li> <li>・ 既設工作物の改修・除去は、地下遺構に影響のないものに限り認める。</li> <li>・ ただし非常災害に伴う応急措置については、この限りでない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の保存活用を目的としたもの以外の新設は、原則として認めない。</li> <li>・ ただし、簡易なもので地下遺構に影響のないものについては、協議のうえ認める。</li> <li>・ 既設工作物の改修・除去は、地下遺構に影響のないものに限り認める。</li> </ul>
地形改変	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地形の改変は、原則として認めない。</li> <li>・ ただし、史跡の保存活用に資するものに限り認める。</li> <li>・ ただし非常災害に伴う応急措置については、この限りでない。</li> </ul>	
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設・拡幅は、史跡の保存活用を目的としたもの以外は、原則として認めない。</li> </ul>	
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の保存活用を目的としたもの以外の新規植栽は、原則として認めない。</li> <li>・ 伐採・伐根は地下遺構の保護と史跡の景観保全に配慮したものに限り認める。</li> </ul>	
発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の調査研究・保存活用を目的とするものは認める。</li> </ul>	
追加指定	—	
公有地化	すでに公有地化されている	

表● 各地区における現状変更等の取り扱い基準（3）

地区区分	F地区 (農地・山林エリア)	G地区 (宅地・雑種地エリア)
地区の性格	主要な遺構と遺物が存在する範囲である。 地下に遺構・遺物が良好な状態で保存されていると予想される。 史跡には指定されていない。	
所有の状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民有地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民有地</li> <li>・ 建築物が 33 棟立つ。</li> </ul>
保存管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱いを原則とするが、土地所有者等の理解と協力の下、可能な限り、現状保存を図る。</li> </ul>	
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認調査を実施した上で、遺構が検出された場合は、現状保存を求める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認調査の実施等により、遺構が検出された場合は、現状保存を求める</li> </ul>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物設置場所の確認調査（軽微な変更等の場合は職員による立会）を実施した上で、遺構面を保護できる範囲で工事を実施することを求める</li> </ul>	
地形改変	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認調査を実施した上で、遺構が検出された場合は、適切な保存ができるように関係者と協議を行う。</li> </ul>	
道路（私道・農道を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県・市等の関係部局に、史跡の保護等について理解と協力を求める。</li> <li>・ 地権者・管理者に地下遺構の保護や史跡の景観保全等について理解と協力を求める。</li> <li>・ 都市計画道路（県道拡幅）については、史跡の保存と両立できるように関係機関と協議を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県・市等の関係部局に、史跡の保護等について理解と協力を求める。</li> <li>・ 地権者・管理者に地下遺構の保護や史跡の景観保全等について理解と協力を求める。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地権者・管理者に地下遺構の保護や史跡の景観保全等について理解と協力を求める。</li> </ul>	
発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状変更等の際は、工事計画に応じて発掘調査を実施する。その結果、重要な遺構が発見された場合は、原則、現状保存を求める。</li> </ul>	
追加指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地所有者と協議の上、条件が整ったものは追加指定する。追加指定後は、原則、公有地化を図る。</li> </ul>	
公有地化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追加指定範囲について公有地化する。</li> </ul>	

表● 現状変更等の行為に対する許可申請区分

許可申請区分(A～E区)		行為の内容	想定される主な具体例
文化庁 長官	文化財保護法 第125条	下記以外の行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋・工場等の増改築、除去等</li> <li>・道路・擁壁等の改修（既掘削範囲内での実施に限る）</li> <li>・地形の変更を伴う掘削・盛土・切土等の行為</li> <li>・現状の景観に大きな影響を及ぼす行為</li> </ul>
船橋市 教育委 員会	文化財保護法 施行令第5条 第4項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3か月以内の期間に限って設置される小規模建築物の新築・増改築・除去</li> <li>・工作物の設置、改修、除去</li> <li>・土地の形状の変更を伴わない道路の修繕</li> <li>・既設埋設物（給水管・排水管等）の改修、除去</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設プレハブ等の設置</li> <li>・電柱等の改修（既掘削範囲内での実施に限る）</li> <li>・既設排水管・給水管の修繕等（既掘削範囲内での実施に限る）</li> <li>・道路の舗装等の補修、オーバーレイ（掘削・盛土・切土等の行為を伴わないものに限る）</li> <li>・景観に大きく影響を与えない範囲の木竹の伐採</li> </ul>
許可申 請不要	維持の措置 文化財保護法 第125条但し 書き	・史跡がき損、衰亡している場合の復旧、その拡大を防ぐ応急処置、復旧が困難な場合の除去	・遺構が損壊した場合、もしくはその恐れのある場合の復旧・応急措置・危険除去等（当該箇所への盛土による保護や土のう設置等による養生等）
	非常災害のために必要な応急措置 文化財保護法 第125条但し 書き	・非常災害時、もしくはその発生が予測される場合に緊急的にとられる応急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂崩れ、倒壊した工作物等の除去</li> <li>・倒木、危険木等の伐採・除去</li> <li>・住宅地・耕作地に流入した土砂の撤去</li> <li>・崩落の恐れのある傾斜地へのシートの設置</li> <li>・遺構へ影響しない簡易な防護柵等の設置</li> </ul>
	保存に及ぼす影響が軽微である場合	・日常的な維持管理行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作等の営農行為</li> <li>・資材等の仮置き</li> <li>・水路・側溝等の清掃管理</li> <li>・日常的な木竹の伐採・剪定・下草刈り</li> <li>・道路の維持管理に必要な補修・小修繕等</li> </ul>



第●図 現状変更等の許可申請フロー

## 第7章 活用

### 第1節 方向性

基本方針：様々な活用を通じて、取掛西貝塚の本質的価値をわかりやすく、正しく伝え、その魅力を向上させる。

#### ・史跡の周知・啓発

幅広い世代に史跡の周知を図るため、普及資料の作成・配布を行い、講演会・展示・見学会を開催し、SNS等での発信を継続・充実させる。また、現地で史跡の本質的価値を体感・体験できる機会の充実に努める。

#### ・学校教育における活用推進

次世代の担い手となる子供たちが、学校で史跡の重要性や価値を学んで「ふるさと船橋」に愛着をもつことができるように、学校での史跡学習を推進する。

#### ・博物館等を拠点とした生涯学習の推進

生涯学習の拠点として博物館・資料館の展示等の充実をはかり、現地や生涯学習施設との連携により、生涯学習の推進をはかる。

#### ・市内の遺跡や文化財を含む総合的な活用

市内の遺跡や周辺の文化財も含めた文化財保存活用地域計画の策定など、地域における総合的な活用を検討する。さらに市域にとどまらない、より広範な地域の視点からの活用を検討し、実現化を目指す。

#### ・市民の「史跡」として市民自ら活用

市民参加型の活用の検討を行い、実現を目指す。

#### ・継続的な調査研究の実施と市民への還元

取掛西貝塚の学術的な調査研究を進め、新たな遺跡の価値を掘り出し、市民に還元するとともに、日本の歴史研究に寄与する。

## 第2節 方法

### 1. 史跡の周知・啓発

これまでも史跡の普及刊行物の配布や出前講座・講演会の実施、SNS等 Web 発信に取り組んでいるが、さらに充実をはかり、継続して実施することで、史跡の周知・啓発をはかる。

### 2. 学校教育における活用推進

社会科・総合学習等さまざまな教科の授業で活用できる教材（刊行物、レプリカ、動画など）を作成し、出前授業の仕組みを構築する。学校教員に史跡の価値と重要性について知ってもらい、連携して教材等の開発や授業での利用方法を検討し、実施する。

### 3. 博物館等を拠点とした生涯学習の推進

史跡のガイダンス的機能をはたすため、飛ノ台史跡公園博物館や郷土資料館の展示等の更新・充実を検討し、実施する。また、博物館・資料館を学習拠点の核として、史跡現地や市民大学、周辺公民館や図書館、三番瀬環境学習館などの関連施設とのネットワーク化を検討し、整備を進める。

### 4. 市内の遺跡や文化財を含む総合的な活用

海とふなばしを軸に様々な遺跡や文化財、文化とつなげた活用を検討する。検討された総合的な活用は、文化財保存活用地域計画の策定により推進をはかる。より広範な地域の視点による活用として、他自治体等との連携など、市外の遺跡と関連した活用を検討し、実現化を目指す。

### 5. 市民の「史跡」として市民自ら活用

地域住民や市民が参加する活用を検討し、実現を目指す。

### 6. 継続的な調査研究の実施と市民への還元

継続的に調査研究を進め、その成果を博物館等での企画展示や講演会、刊行物などにより市民に還元する。

## 第8章 整備

### 第1節 方向性

基本方針：活用の方針を達成するために必要な整備を進める。

まちづくりとしての遺跡の整備を進める

- ・学習拠点としての博物館等の整備推進

学習拠点としての飛ノ台史跡公園博物館、郷土資料館の整備を検討し、推進する。

- ・市民が現地にアクセスしやすい環境の整備

- ・現地における市民による活用の推進

- ・まちづくりとしての遺跡の整備推進

まちづくりと史跡保護が共生する方法を検討し、推進する  
史跡の景観を保護する

### 第2節 方法

1. 学習拠点としての博物館等の整備推進

飛ノ台史跡公園博物館や郷土資料館の館内展示の充実・更新に必要な施設整備を検討し、推進する。

2. 市民が現地にアクセスしやすい環境の整備

案内板の設置やトイレ・駐車場の設置など市民が訪れやすい環境を検討し整備する

3. 現地における市民による活用の推進

説明板の設置や史跡用地を利用した活用方法を検討し、必要な整備を推進する

4. まちづくりとしての遺跡の整備推進

関連部署との協議により、まちづくりと史跡保護が共生する方法を検討し、進める。  
史跡の景観を保護するため、所有者に史跡の保護を啓発し、工作物の撤去・移転の協議を所有者とすすめる。



## 第9章 運営・体制の整備

### 第1節 方向性

**基本方針：取掛西貝塚の適切な保存・活用のため、運営体制を整備する。**

史跡の保存・活用、整備を推進するには、行政だけでは限界があることから、土地所有者や地域住民、学校、さまざまな分野の研究者や研究機関、関係行政機関等との連携と協働をはかる必要がある。以下に史跡の管理運営及び体制に関する基本方針を示す。

#### ・保存管理・活用の体制づくり

文化課（文化財保護係・埋蔵文化財調査事務所）と飛ノ台史跡公園博物館・船橋市郷土資料館、さらに庁内各部署との連携を強化し、文化庁・千葉県教育委員会・他自治体（博物館）・関連機関等の指導・助言・連携により、行政による史跡の保護体制の充実を図る。

#### ・市民との連携の強化

管理団体である船橋市が、市民、地域住民、土地所有者、地域活動団体などと連携・協働しながら、史跡を将来にわたって保存・活用していく体制を整える

#### ・学校教育における活用推進のための体制構築

学校教育における活用を推進するため、教員や学校教育部との連携体制を構築する

#### ・調査研究を推進するための体制整備

取掛西貝塚に関する調査・研究を継続的に行い、史跡の本質的価値に関する保存・活用・整備を効果的に実施できるよう、教育・研究機関、学識経験者、専門家、他自治体（博物館）等と相互的な協力・支援を図り、組織的・人的ネットワークの充実に努める。さまざまな専門家や研究機関等の指導・助言を受けて調査研究を推進できる体制を整備する

### 第2節 方法

#### 1. 保存管理・活用の体制づくり

文化財関連部署や庁内外関連部署との連携体制を構築する。

博物館連絡協議会を通して、文化課文化財保護係・埋蔵文化財調査事務所・郷土資料館・飛ノ台史跡公園博物館などの文化財関連部署との連携を強化し、体系化した活用を目指す。

#### 2. 市民との連携の強化

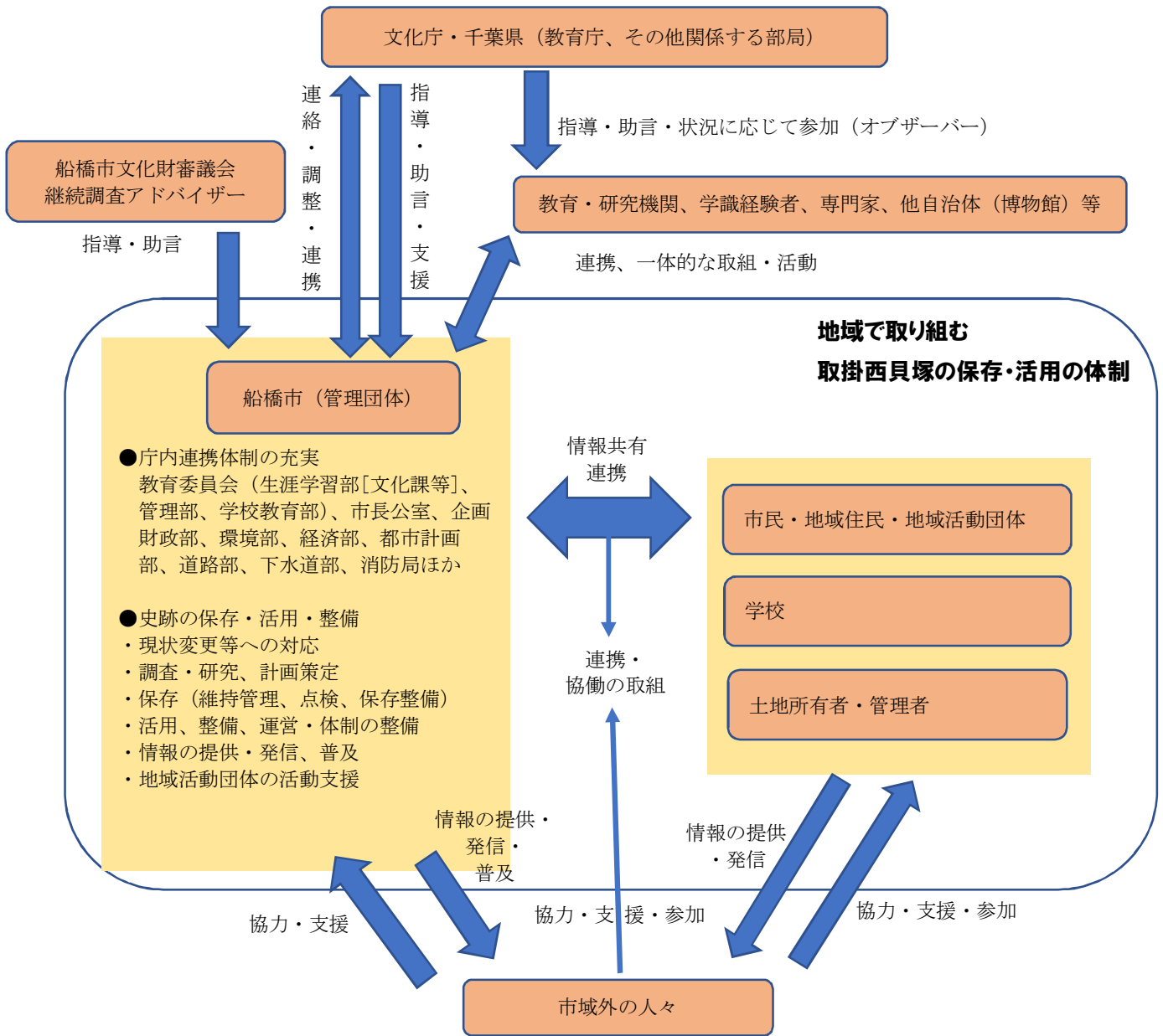
現地の自治会と連絡体制を構築し、必要に応じてワークショップ等意見交換の機会を設ける。

### **3. 学校教育における活用推進のための体制構築**

未来を担う子ども達が取掛西貝塚の価値に触れ、後世に伝えていけるよう、市内の学校教育所管課、市内小中学校への情報・情報媒体の提供に努めるとともに、取掛西貝塚を学校教育に積極的に活用できるよう、連携体制の充実に努める。学校教員や学校教育所管課と文化財関連部署で、教材の開発や授業での指導案など具体的な学校教育での活用方法を検討し、実施するための体制を構築する。

### **4. 調査研究を推進するための体制整備**

継続研究について、各分野の専門家にアドバイザーとして指導・助言を受け、船橋市文化財審議会の意見をききながら調査研究を計画的に進める



第●図 取掛西貝塚の保存・活用に関わる運営・体制